

# 屈斜路湖遊漁振興条例(素案)検討に向けて ご意見をお寄せください



## 屈斜路湖の魚資源

屈斜路湖は、1938(昭和13)年に発生した屈斜路湖地震によって湖底の各所から温泉が湧き出し、湖が酸性化したことにより、魚類はほとんど死滅したと伝えられています。こうした影響から、屈斜路湖漁業協同組合は1954(昭和29)年に解散したと記録されています。

屈斜路湖の漁業資源の回復を願い、町では1968(昭和43)年から、酸性に強いとされるウグイをはじめ、フナやヤマメ、ニジマス、ヒメマスなどを中心に試験放流を行ってきました。近年では、釣り愛好者の団体も独自に放流を行っています。水産庁では1995年から2004年まで、漁業価値の高いヒメマス(ベニザケ)の試験放流を試みましたが、さまざまな要因から降海し、ベニザケとなる固体が少ないため、調査を断念しました。

2004年度から2年間、町と道立水産孵化場道東支場が共同で行った調査によると、ニジマスやアメマスなどは、流入河川での産卵が確認され、道内の他の保護水域を追い抜くほどの生息状況であることが推測されています。反面、湖や流入河川では、道内水面漁業調整規則に違反する捕獲行為(刺し網や大型のタモ網などの使用)や、一度に数百匹の魚を釣り上げ、持ち帰る人も見受けられるなど、魚の資源に関するルールや制限がないため、人為的な資源枯渇が危ぶまれています。

町では、こうした状況から魚資源の有効利用を図るため、産業振興対策としての漁業権の取得や遊漁振興について、いろいろの有効利用策を模索してきました。しかし、漁業権の取得に関しては、道内での内水面淡水の湖沼や(河川)漁業の経営現況や屈斜路湖の資源の不透明性、採算性の問題から、実質的に漁業計画・実施を具体化する漁業希望者は少なく、民間事業での漁業権の取得には事実上高いハードルがあります。

2006年度には、地方自治体が漁業権の取得をすることができないか、町として構造改革特区の提案を行いました。しかし、現行法での対応が可能という見解により、内閣府から却下されています。

## 魚への負荷を最小限に抑え 持続可能な地域資源として 屈斜路湖を維持するため

町では、遊漁振興条例の制定に向けた検討を始めました。漁業資源としての活用に高いハードルがある反面、屈斜路湖が釣り場として全国的に注目を集めていることに着目。魚類への負荷を最小限に抑え、素晴らしい環境を後世に残しながら、広く地域経済に還元できる遊漁振興を目指したもので、検討には、てしかがえこまち推進協議会エコツアーリズム推進部会(屈斜路湖遊漁プロジェクト検討委員会)の協力を得ています。

近年、内水面での釣りは、ルアーやフライといった疑似餌を使うものが多

数を占め、魚を捕まえることから、釣る行為だけを楽しむ傾向に変化してきました。特に、釣った魚を再放流するキャッチアンドリリースの励行とともに、釣り人自身が魚資源を大事にする傾向にあります。これは、屈斜路湖に存在する魚資源を極端に減少させることなく、湖を良好な環境に保つためのキーワードと考えられます。ですが、さまざまな釣り人が増加するにつれて、モラルに反する行為もまた増加傾向にあり、ルールづくりには必要不可欠な取り組みと考えられます。

また、町外からの釣り人が持続的に訪れるような環境整備が実現すると、今までにない「新たな観光客」の来訪が見込まれます。単なる釣りにとどまらず、宿泊や食事、入浴やガソリンの給油など、地元で消費をもちたらず滞在型体験観光として、広く地域産業への波及効果が期待されます。国内の漁業制度とは差別化し、遊漁を全面に打ち出した振興策こそが町の目標です。

今回、次のとおり屈斜路湖遊漁振興に関するルールの素案をまとめました。町民の皆さんの意見を伺った上で、条例として制定することを検討します。

公共水面において、魚資源に関し漁業権を取得せずに条例を制定し、釣り人の協力を求めるケースは、オホーツク管内滝上町が2009年3月に制定した「滝上町渚滑川魚族保護のためのキャッチアンドリリース条例」に次ぐ、全国で2例目となります。

## 屈斜路湖遊漁振興条例(素案) ルールの概要

### (目的)

屈斜路湖での魚釣りを有効な地域観光資源と位置づけ、屈斜路湖に生息する魚を保護し、維持することによって、レジャーとしての魚釣り、余暇活動としての魚釣りを持続的に推進するために必要なルールをつくり、釣り人の協力を求めることを目的とします。

### (ルールの適用範囲)

ルールの適用範囲は、屈斜路湖全域と湖に注ぐ全ての流入河川。また、屈斜路湖から流れ出す釧路川の一部(美登里橋から上流)までとします。

### (魚釣りによる行為の制限)

屈斜路湖などで対象の魚を釣り上げたときは、持ち帰らずに、その場において速やかに生きたまま水面に戻さなければなりません。

もし釣った魚が死んでしまった場合でも水面に戻してください。

### (釣り道具の制限)

ルールの対象とする魚を釣るために使うことができず、実際の釣りに使用するさおの本数は1人1本までとします。

ただし、予備のさおの携行については制限しません。

また、釣りの仕掛けに使用する釣り針は、全て針が1本で、返しのない釣り針としなければなりません。

### (ルールの対象とする魚)

- ① ヤマメ
- ② ニジマス
- ③ アメマス(イワナ)
- ④ イトウ
- ⑤ オシヨロコ

ウグイについては生息数が極めて多いこと、ヒメマスについては地元の宿泊施設や飲食業において若干の流通が見られ、今後においても地域振興に活用が期待されることから、対象外とします。

サケ・サクラマス・カラフトマス・ベニマス・ギンマス・マスノスケは、道内水面漁業調整規則で採捕することが本来、禁止されていますので、当ルールには掲載しません。

### (ルールの適用除外)

中学生以下の子ども、健全育成や体験として行われる釣りや、地域の歴史的な伝統や文化に基づいて行われる釣りについては、魚釣りの制限や釣り道具の制限のルールは適用しません。

### (釣り人に協力してほしいこと)

屈斜路湖などの魚資源を保護し、持続的な釣り場環境を維持、増進させるため、釣り人に次のことについて協力を求め

めます。

- ① 魚の産卵や自然再生、幼魚の成長を妨げないこと。
- ② 釣り上げた魚を水面に戻す際は、魚の取り扱いに細心の注意を払うこと。
- ③ 釣りの際は、水難事故などの防止に努めること。
- ④ 釣り場の環境維持に努めること。
- ⑤ 法またはモラルに反する釣り人への喚起や関係機関への情報提供、通報などを行うこと。

## ルールの概要に対する 意見を募集

屈斜路湖遊漁振興条例(素案)のルールの概要に対する意見を募集します。

### ▼意見を提出できる方

- 町民の方
- 屈斜路湖などを利用している方
- 屈斜路湖等に関心のある方

### ▼意見募集期間

8月1日(水)～8月31日(金)

### ▼意見の提出方法

所定の用紙または任意の用紙に、住所、氏名、連絡先、意見を記載し、郵送、持参、ファクス、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

※所定の様式は、役場農林課と町ホームページにありま

※提出された意見は、屈斜路湖遊漁振興条例づくりの参考にさせていただきます。

※意見の概要は、住所や氏名などの個人



情報を除き、広報紙や町ホームページなどで公表することがあります。

### □意見提出・問い合わせ

役場農林課 農政係

☎ 4822-2936(課直通)

☎ 4822-2999

Eメール nourin@town.teshikaga.hokkaido.jp

URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/02sougou/37kankou/2>

Onaisumen/01kusharo/index.html

## 屈斜路湖遊漁フォーラムを 開催します

屈斜路湖などでの遊漁と地域振興の結びつきについて、町民の皆さんと釣り人、観光関係者などの認識を深めるとともに、屈斜路湖の遊漁振興条例の制定について考えるフォーラムを開催します。

▼日時／8月22日(水) 19時～21時

▼場所／摩周観光文化センター視聴覚室

▼参加費／無料

□問い合わせ先／役場農林課農政係 ☎ 4822-2936(課直通)まで。